

立ち直りを支える福祉事業所を募集しています

熊本県地域生活支援センターでは、高齢や障がいなどの理由で、福祉的支援が必要な刑余者（犯罪や非行をした人）の相談支援を行っています。

刑余者の立ち直りを地域で支えるためには、住まいや働く場所など、様々な機関の協力が必要ですが、まだまだ協力いただける福祉事業所（有料老人ホーム、グループホーム、就労継続支援 A 型・B 型など）が少ない現状にあります。

一緒に立ち直りを支える福祉事業所を募集しています。各種制度の活用や、保護観察所へのお取次ぎもできますので、お気軽にお問い合わせください。

自立準備ホーム（管轄：熊本保護観察所 TEL 096-366-8080）

- ・刑務所、少年院などを出所後、帰る家のない人が、自立を目指し一時的に住むことのできる民間施設で、NPO法人等が管理する施設の空きベッド等を活用し、宿泊場所、食事の提供、毎日の生活指導等を実施するもの。

※事前に保護観察所へ自立準備ホームの登録が必要となります。



障害福祉サービス加算（原則 3 年上限）

地域生活移行個別支援特別加算

- ・グループホーム、宿泊型自立訓練 670 単位/日
- ・施設入所支援（Ⅰ） 12 単位/日 施設入所支援（Ⅱ） 306 単位/日

社会生活支援特別加算

- ・自立訓練、就労移行支援、生活訓練、就労継続支援 A 型・B 型 480 単位/日



協力雇用主（管轄：熊本保護観察所 TEL 096-366-8080）

刑務所出所者等就労奨励金

- ・刑余者を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して、最長 1 年間、最大 72 万円が支給されます。

身元保証制度

- ・身元保証人のいない刑余者を雇用した日から最長 1 年間、事業主に業務上の損害を与えた場合、被保証人 1 人当たり 200 万円を上限として見舞い金が支給されます。

※事前に保護観察所へ協力雇用主の登録、ハローワークへ受刑者等専用求人登録、雇用保険加入など条件があります。

《 お問い合わせ先 熊本県地域生活定着支援センター TEL 096-277-1508 》